

子育て世帯生活 支援特別給付金 について



新 型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化する中で、収入の減少や食費等による支出の増加による影響を受ける子育て世帯を支援するため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」を給付することとなりました。

【給付金対象者】:①②の両方に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
- ②■令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
または、
■令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税非課税相当額の収入となった方

【給付額】:児童1人当たり一律5万円支給

【申請手続き】:

令和3年4月分の香南市の児童手当(公務員は含みません)または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は申請不要です。7月中に令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給された口座に振込済み。

申請が必要な例

- ①令和3年4月分の児童手当受給者の公務員で住民税非課税の方
- ②高校生のみを養育している住民税非課税の方
- ③上記以外の方で、令和3年度住民税課税であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の家計が急変し、令和3年度住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる方

【申請期限】:

令和4年2月28日(月)

詳細については、香南市ホームページをご確認いただくか、市民保険課までお問い合わせください。
市民保険課 ☎57-8506



STOP不法投棄!!

～自分のごみは、自分で処分～

不法投棄とは

粗大ごみや家庭ごみを公共の河川や道路、個人の土地に捨てたり、放置したりすることをいいます。「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と法で定められており、不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又は両方に処せられます。

不法投棄されたごみは…

①土地の管理者が処分することに

不法投棄されたごみは、その土地を管理している人が、処分しなくてはなりません。



②分別が必要

捨てられたごみは、一度出してから分別を行う必要があり、労力と経費が掛かります。



③処分業者へ持ち込み

分別したごみを、処分業者へ持ち込みます。自分が出したごみは、自分の責任で処分しましょう。



処分の仕方がわからない方は、環境対策課までご連絡ください!



『粗大ごみ(種類限定)集積所回収』のお知らせ

赤岡町・香我美町 ……→ 10月のビンの日
・夜須町・吉川町

野市町 ……→ 10月のビン・金属の日

地域から希望届があったごみ集積所で回収します

希望届出書は、8月1日付で町内会長へ配布していますので、希望する地区は提出をよろしくお願ひします。

■提出先:環境対策課
■申込締切:8月25日(水)
■問い合わせ先:環境対策課 ☎57-8508

■対象品目(①～⑤ごとに分別してください)

- ①化粧ビン・ガラス製品・陶磁器類(割れた物可)
・化粧ビンは中身を使い切ったもの
・割れて危険なものは、新聞紙等で包んでください
- ②乾電池・温度計・体温計(ボタン電池可、充電式不可)
・バッテリー類は収集しません
・温度計・体温計は水銀含有物に限りません
- ③蛍光灯管・電球類・鏡
・割れて危険なものは、新聞紙等で包んでください
- ④傘(分解不要)
- ⑤ライター・着火具類(ガス等の中身を使い切ったもの)